

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	中村真広
【住所又は本店所在地】	東京都目黒区
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和2年3月27日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ツクルバ
証券コード	2978
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	中村真広
住所又は本店所在地	東京都目黒区
事務上の連絡先及び担当者名	坂下尚弥公認会計士事務所 坂下尚弥
電話番号	03-5925-8263

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人（合同会社）
氏名又は名称	合同会社エム
住所又は本店所在地	東京都渋谷区恵比寿南三丁目7番2号
事務上の連絡先及び担当者名	坂下尚弥公認会計士事務所 坂下尚弥
電話番号	03-5925-8263

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.3
訂正される報告書の報告義務発生日	令和2年2月3日
訂正箇所	以下のとおり訂正致します。 また、委任状の添付もれがありましたので添付しております。

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	3,229
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	(普通株式) 平成27年9月25日付の株式分割(1:100)により、19,008株を無償取得 平成29年11月20日付の株式分割(1:10)により、172,800株を無償取得 令和元年5月8日付の株式分割(1:10)により、1,737,720株を無償取得 令和元年7月31日の売出しにより、199,868株を処分 令和元年8月30日の売出しにより、143,505株を処分 (新株予約権) 平成27年9月28日 新株予約権の割当により、2,000株を取得 平成29年7月24日 新株予約権の割当により、300株を取得 平成29年11月20日 株式分割(1:10)により、20,700株を取得 平成30年6月13日 新株予約権の割当により、800株を取得 令和元年5月8日 株式分割(1:10)により、214,200株を取得
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	3,229

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）/ 1】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	14,619
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	(普通株式) 平成27年9月25日付の株式分割(1:100)により、19,008株を無償取得 平成29年11月20日付の株式分割(1:10)により、172,800株を無償取得 令和元年5月8日付の株式分割(1:10)により、1,737,720株を無償取得 令和元年7月31日の売出しにより、199,868株を処分 令和元年8月30日の売出しにより、143,505株を処分 (新株予約権) 平成27年9月28日 新株予約権の割当により、2,000株を取得 平成29年7月24日 新株予約権の割当により、300株を取得 平成29年11月20日 株式分割(1:10)により、20,700株を取得 平成30年6月13日 新株予約権の割当により、800株を取得 令和元年5月8日 株式分割(1:10)により、214,200株を取得 令和2年2月3日 新株予約権の行使により、170,000株を処分
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	14,619